

津市文化センター等整備運営方針

平成30年4月

津市

目次

はじめに	1
第1章 基本的な考え方	2
1 文化センター等の果たすべき役割	2
(1) 文化ホール	2
(2) 創造ホール	5
(3) 地域ホール（地域ホールに類する機能を有するホールを含みます。）	7
(4) その他のホール	8
第2章 文化ホール及び創造ホールの現状と課題	9
■津リージョンプラザ	9
1 津リージョンプラザの概要	9
(1) 施設の現状	10
2 お城ホール等の利用の現状と課題	10
(1) お城ホール	10
(2) リハーサル室	13
(3) 展示施設	13
(4) 会議施設	14
(5) 予約申請手続の状況	15
(6) お城ホール等の施設経営の現状	16
■津市白山総合文化センター	19
1 津市白山総合文化センターの概要	19
(1) 施設の現状	20
2 しらさぎホール等の利用の現状と課題	20
(1) しらさぎホール	20
(2) 多目的室	23
(3) まちのギャラリー	23
(4) 研修室	24
(5) 和室	24

(6) 屋外ステージ	25
(7) 予約申請手続の状況	26
(8) しらさぎホール等の施設経営の現状	27
■ 津市サンヒルズ安濃	29
1 津市サンヒルズ安濃の概要	29
(1) 施設の現状	30
2 ハーモニーホール等の利用の現状と課題	30
(1) ハーモニーホール	30
(2) リハーサル室	33
(3) 展示ギャラリー	33
(4) 交流広場	33
(5) 予約申請手続の状況	34
(6) ハーモニーホール等の施設経営の現状	35
第3章 今後の文化ホール及び創造ホールの管理運営の方向性	38
1 文化ホールの事業運営の方向性	38
(1) 津リージョンプラザ お城ホール	38
(2) 白山総合文化センター しらさぎホール	38
2 創造ホールの事業運営の方向性	39
(1) サンヒルズ安濃 ハーモニーホール	39
3 施設経営の方向性	40
(1) 利用促進に向けて	40
(2) 歳出経費の縮減に向けて	42
(3) 指定管理者制度の導入	42
4 施設修繕への取組	43
(1) 津リージョンプラザ	44
(2) 白山総合文化センター	44
(3) サンヒルズ安濃	44
第4章 今後の地域ホールの管理運営の方向性	45
1 地域ホールの事業運営の方向性	45
2 施設経営の方向性	45

(1) 利用促進に向けて	45
(2) 歳出経費の縮減に向けて	46
3 施設修繕への取組	46
第5章 文化芸術活動の拠点として	48
1 文化ホールの姿	48
2 創造ホールの姿	48
3 地域ホールの姿	49
4 各ホールの関係	49

はじめに

津市には10の市町村が合併したことにより文化芸術活動の拠点となる文化センター及びホール施設（以下「文化センター等」といいます。）がそれぞれの地域に整備されており、様々な文化芸術活動が展開されています。

また、現在（仮称）津市久居ホールの整備を進めています。

こうした多くの文化センター等があるといった本市の優位性をいかし、それぞれの施設の規模や利用状況等を踏まえた各施設の今後の運営や整備の方向性を明らかにした上で相互の連携のもと、本市の文化芸術活動の更なる振興につなげていくため、既存の文化センター等について整備運営方針を定めるものです。

◆既存の文化センター等

施設名	竣工	ホール席数
津リージョンプラザお城ホール	昭和62年	605
津市白山総合文化センターしらさぎホール	平成16年	595
津市サンヒルズ安濃ハーモニーホール	平成8年	600
津市芸濃総合文化センター市民ホール	平成8年	445
津市美里文化センター文化ホール	平成6年	336
津市サンデルタ香良洲多目的ホール	平成6年	400
津市美杉総合文化センター多目的ホール	平成26年	300
津市河芸公民館大ホール	昭和53年	504
津市一志農村環境改善センター多目的ホール	昭和62年	370
津市アストプラザアストホール	平成13年	270
津市センターパレスホール	昭和60年	552*

※イスのみ使用時の収容人員

第1章 基本的な考え方

1 文化センター等の果たすべき役割

文化センター等の在り方については、平成24年6月、劇場、音楽堂等の活性化を通じて、実演芸術の振興を図り、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現への寄与すること等を図るため「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（以下「劇場法」といいます。）が施行され、この中で、地方公共団体は、地域の実演芸術の振興を図るため文化芸術基本法の基本理念を踏まえ、当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用した施策展開が求められています。

本市の既存の文化センター等においては、地域の文化芸術活動の拠点としての活用や貸館施設として市内外からの文化芸術活動を始め講演等の場としての活用が図られてきていますが、その運営に当たっては貸館を主にした状況であり、またその利用率も低い施設が多い状況となっています。

こうした状況を踏まえ、本市の文化センター等について、市民の文化芸術の拠点として活性化及び劇場法に基づく運営が図れるよう、次のとおり位置付け、それぞれの役割が的確に果たしていけるよう管理運営を行います。

(1) 文化ホール

津リージョンプラザお城ホール、津市白山総合文化センターしらさぎホール、（仮称）津市久居ホール

本市が有する文化センター等のうち、津リージョンプラザお城ホール及び津市白山総合文化センターしらさぎホールは、設置地域における地域文化芸術団体の発表の場及び活動拠点であるとともに、ホール規模や設備機能等から、劇場法の趣旨を踏まえた広く市域全域を対象とした拠点施設としての役割を果たしていく「文化ホール」と位置付け、次の基本的な考え方に基づき、管理運営を行うものとします。

なお、現在整備を進めている（仮称）津市久居ホールについても「文化ホール」と位置付け、その役割を果たしていくものとします。

- ア 劇場法を踏まえた拠点施設としての事業等の提供
 - ・全市域を対象とした劇場法の趣旨に基づく事業展開の推進
 - ・高度かつ専門的な知識、能力を有する職員の確保、育成
- イ 地域文化芸術活動の発表の場の提供と支援
 - ・地域文化芸術活動の発表の場の提供
 - ・地域文化芸術活動の次世代への伝承及び育成への支援
- ウ 効果的、効率的な管理運営の推進
 - ・経営の視点を踏まえた管理運営の実施

ア 劇場法を踏まえた拠点施設としての事業等の提供

劇場法の前文において、「劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいうべき存在である。」とされています。

こうした劇場、音楽堂等のあるべき姿を踏まえ、文化ホールにおいては、各施設の現状や特性を踏まえた自主事業を行います。

また、高度かつ多彩な鑑賞事業を始め、発表機会の提供や創造、交流など活動拠点としての魅力ある事業の充実を図るためには専門的知識、能力を有する人材の育成が必要となります。

このことから、文化振興課に文化ホール及び創造ホールを担当する職員並びにホール施設の管理運営を総括する職員を配置し、各事業の実施に係る連携及び事業の実施等によって得られた成果や課題等の情報共有を図り、改善策など施設運営に反映していきます。

イ 地域文化芸術活動の発表の場の提供と支援

市民による地域文化芸術活動の成果を広く発表することは、これらの活動に取り組む市民の更なる取組意識の向上や、市民による文化芸術活動の拡大等において非常に重要となります。

各文化ホールは劇場法を踏まえた拠点施設であるとともに、設置地域におけるホールとしての機能を併せ持つことから、それぞれの地域における地域文化芸術活動の発表の場としての機能も果たすよう事業展開を図ります。

また、地域文化芸術活動の振興に当たっては、発表の場の提供に加え、地域に根付いたこれらの活動の次世代への確実な伝承や育成が必要となります。

このことから、文化ホールの管理運営においては、設置地域で展開されている地域文化伝承活動の実施に当たっての施設使用の配慮や当該地域における地域文化芸術活動の確実な伝承及び活動家の取組に対する積極的な支援を行います。

ウ 効果的、効率的な管理運営の推進

文化ホールは、全市域を対象とした高度かつ多彩な実演芸術に触れる機会の提供、文化芸術活動の発表の場の提供及び文化芸術活動の拠点施設としての役割を担うものですが、この役割を的確に果たしていくためには、一定の財政負担を伴うこととなります。

一方、人口減少の進展や合併特例債の発行期間の期限内での活用、また、平成28年度からの普通交付税に係る合併算定替の段階的な縮減など財政運営に当たっての転換期を迎えています。

こうした状況を踏まえ将来に渡って安定した管理運営を行っていく

ため、経費の縮減とともに利用率の向上に向けた取組や新たな財源の確保など、常に施設経営の視点を踏まえ効果的で効率的な管理運営を行います。

(2) 創造ホール

津市サンヒルズ安濃ハーモニーホール

市内の文化団体等が日々の練習や発表の機会に向けた稽古に取り組むとともに、新たな作品を創造するための活動が公共施設等を利用して行われていますが、練習等の場が確保しづらいといった声もあります。より充実した活動や新たな作品を創造していくためには、施設機能の充実した発表の場に近い環境で取り組むことが本市の文化芸術活動の活性化や優れた作品づくりなど文化活動の向上につながります。

津市サンヒルズ安濃ハーモニーホールは、施設の利用実績は低くなっていますが、津市所有のホールの中でも比較的舞台が広く設備も充実しており実績からも作品の創作、稽古が行える環境が整っています。

こうした状況を踏まえ、津市サンヒルズ安濃ハーモニーホールについては、設置地域における地域文化芸術団体の発表の場及び活動拠点であるとともに、市内の文化活動の更なる活性化を図るための市域全域を対象とした創造拠点として「創造ホール」と位置付け、次の基本的な考え方にに基づき、管理運営を行うものとします。

- ア 多様な文化芸術活動の創造拠点としての場の提供
 - ・市内全域を対象とした創造拠点としての場の提供
 - ・多くの活動家に利用しやすい環境づくり
- イ 地域文化芸術活動の発表の場の提供と支援
 - ・地域文化芸術活動の発表の場の提供
 - ・地域文化芸術活動の次世代への伝承及び育成への支援
- ウ 創造ホールとして利用しやすい管理運営の推進
 - ・利用ニーズを踏まえた柔軟な管理運営体制の構築

ア 多様な文化芸術活動の創造拠点としての場の提供

施設機能の充実した津市サンヒルズ安濃ハーモニーホールを多様な文化芸術活動の創造拠点として利用しやすい施設環境を整えるとともに、利用方法についても利用ニーズを踏まえた柔軟な対応ができるようにしていくことで、多くの人々が常に利用されているホールを目指します。

イ 地域文化芸術活動の発表の場の提供と支援

市民による地域文化芸術活動の成果を広く発表することは、これらの活動に取り組む市民の更なる取組意識の向上や市民による文化芸術活動の拡大等において非常に重要となります。

津市サンヒルズ安濃ハーモニーホールは全市域における文化芸術活動の創造拠点であるとともに、設置地域におけるホールとしての機能を併せ持つことから、それぞれの地域における地域文化芸術活動の発表の場としての機能も果たすよう事業展開を図ります。

また、地域文化芸術活動の振興に当たっては、発表の場の提供に加え、地域に根付いたこれらの活動の次世代への確実な伝承や育成が必要となります。

このことから、津市サンヒルズ安濃ハーモニーホールの管理運営においては、設置地域で展開されている地域文化伝承活動の実施に当たっての施設使用の配慮や当該地域における地域文化芸術活動の確実な伝承及び活動家の取組に対する積極的な支援を行います。

ウ 創造ホールとして利用しやすい管理運営の推進

「創造ホール」としての役割を果たしていくためには、施設利用に係る負担の軽減や長期の継続利用等が必要となります。

こうした状況を踏まえ、施設使用料については利用によって生じる光熱水費の現状を踏まえた料金設定や地域ホールとしての利用実績を踏まえた長期利用の許可制度の導入などを行うことで利用率の向上を図ります。

(3) 地域ホール（地域ホールに類する機能を有するホールを含みます。）

津市芸濃総合文化センター市民ホール、津市美里文化センター文化ホール、津市サンデルタ香良洲多目的ホール、津市美杉総合文化センター多目的ホール、津市河芸公民館大ホール、津市一志農村環境改善センター多目的ホール

津市芸濃総合文化センター市民ホール、津市美里文化センター文化ホール、津市サンデルタ香良洲多目的ホール及び津市美杉総合文化センター多目的ホールについては、ホール規模や設備・機能等の現状を踏まえ、主に設置地域を対象とした文化芸術活動の拠点及び発表の場を提供していくという役割とともに、住民の福祉向上や地域振興活動など多目的な利用に供する「地域ホール」として次の基本的な考え方にに基づき、管理運営を行うものとします。

また、現在、設置地域における文化芸術活動の拠点及び発表の場として利用されている津市河芸公民館大ホール及び一志農村環境改善センター多目的ホールについても「地域ホール」としての役割を担う施設として管理運営を行います。

ア 多目的ホールとしての地域活動の発表の場の提供と支援

- ・ 地域活動の発表の場の提供
- ・ 地域活動の次世代への伝承及び育成への支援

イ 利用実態を踏まえた管理運営体制の推進

- ・ 利用実態を踏まえた経営の効率化
- ・ 文化ホールとの連携による管理運営体制の確保

ア 多目的ホールとしての地域活動の発表の場の提供と支援

市民による地域文化芸術活動を始め様々な活動の成果を広く発表することは、これらの活動に取り組む市民の更なる取組意識の向上や、市民活動の更なる拡大等において非常に重要となります。

地域ホールについては、地域における地域文化芸術活動の発表の場

としての機能も果たすよう事業展開を図ります。

また、地域活動の振興に当たっては、発表の場の提供に加え、文化芸術活動を始め地域に根付いたこれらの活動の次世代への確実な伝承や育成が必要となります。

このことから、地域ホールの管理運営においては、設置地域で展開されている地域活動の実施に当たっての施設利用の配慮や当該地域における地域活動の確実な伝承及び活動家の取組に対する積極的な支援を行います。

イ 利用実態を踏まえた管理運営体制の推進

地域の活動拠点施設としての利用実態を踏まえ、管理運営体制の見直しや委託業務等の共同化などにより、将来にわたってその役割が果たせるよう経営の効率化を図ります。

また、地域ホールの管理運営に当たり文化芸術活動の振興の観点から、文化ホールを担当する職員との情報共有及び連携を密にし、舞台技術の向上や利用者への支援体制の確保を図ります。

(4) その他のホール

津市アストプラザアストホール、津市センターパレスホール

津市アストプラザアストホールについては、本市の玄関口である津駅前立地する特性から、多様なニーズに対応するホールとして位置付けられています。

また、津市センターパレスホールについては、産業の発展に寄与することを目的として設置しており、懇親会や講演会のほか企業イベントの開催等に利用されています。

こうした利用実態を踏まえ、これらの施設については「その他ホール」として文化芸術活動の補完的な施設として位置付け、現状の設置目的を踏まえた管理運営を行います。

第2章 文化ホール及び創造ホールの現状と課題

■津リージョンプラザ

1 津リージョンプラザの概要

津リージョンプラザは、津市役所本庁舎に隣接し、お城ホール、展示・会議施設、津市中央保健センター及び津市津図書館からなる複合施設で、住民の教育、健康、文化等の広域サービスシステムの中核施設として昭和62年に誕生しました。最寄りの近鉄津新町駅まで徒歩で約10分と利便性も高いことから、毎年40万人を超える来館者があります。

施設の概要	
所在地	津市西丸之内23番1号
設置目的	住民の教育、文化等の向上並びに健康及び福祉の増進を図るため
併設施設	お城ホール、展示・会議施設、津市中央保健センター、津市津図書館
着工	昭和61年1月
竣工	昭和62年5月
敷地面積	5,440㎡
建築面積	3,260㎡
延床面積	9,493㎡
ホール・展示・会議施設	2,840㎡
図書館	3,068㎡
保健センター	967㎡
共用部分	2,618㎡
規模・構造	地下1階地上3階（一部5階）建て鉄骨鉄筋コンクリート造
駐車場	451台

ホール等貸館施設の概要		
お城ホール	客席	600席 車椅子席 5席
	舞台	間口 13m × 高さ 7.5m × 奥行 13m
	楽屋	楽屋（洋室 2 室、和室 1 室）、 控室 2 室
	シャワー室	2 室
	音響反射板	あり
	ピアノ台数	スタインウェイ 1 台、ヤマハ 1 台
	舞台操作員数	4 名
	リハーサル室	1 室
展示・会議施設	生活文化情報センター（展示室）	1 室
	ギャラリー	1 か所
	会議室	洋室 5 室、和室 1 室

(1) 施設の現状

津リージョンプラザは開館後 30 年余りが経過しており、今後、受変電設備及び空調設備などの長寿命化やお城ホールの客席天井の改修等が必要となっています。

2 お城ホール等の利用の現状と課題

(1) お城ホール

◆平成 24 年度から平成 28 年度までのお城ホール平均利用実績

区分	平日	土・日・祝日	計
開館日	162日	114日	276日
利用日	103日	111日	214日
利用率	63.6%	97.4%	77.5%

◆平成28年度 お城ホールの利用実績

区分	平日	土・日・祝日	計
開館日	157日	112日	269日
利用日	103日	111日	214日
利用率	65.6%	99.1%	79.6%

過去5年間におけるお城ホールの平均利用率は、平日63.6%、土・日・祝日97.4%、年間平均77.5%で津市所有のホールの中で最も高い利用率となっています。

特に土・日・祝日については利用率が高いことから、毎月抽選会を行い予約者の決定を行っていますが、市の自主事業等を月2回程度行っていることもあり、希望の日の予約が取りづらい状況です。

また、平日の利用状況については比較的予約に余裕があることから、市の自主事業等の実施日の見直しも含め、平日の利用促進につながる新たな取組が求められます。

◆平成28年度 お城ホールの利用内容別の実績

催し物 ジャンル		お城ホール行事数(件)				構成比 (%)
		市	国県	一般	計	
文化芸術	音楽	7	0	75	82	52.3
	演劇	2	0	2	4	2.5
	舞踊	1	0	10	11	7.0
	映画・文化祭等	5	0	8	13	8.3
上記以外	講演会	19	4	9	32	20.4
	大会・式典	3	3	5	11	7.0
	その他	1	0	3	4	2.5
計		38	7	112	157	100.0

◆平成28年度 お城ホールの入場者数 (単位：人)

催し物 ジャンル		市	国県	一般	計
文化芸術	音楽	2,100	0	20,270	22,370
	演劇	800	0	1,000	1,800
	舞踊	200	0	2,460	2,660
	映画・文化祭等	1,740	0	2,730	4,470
上記以外	講演会	5,520	1,300	3,450	10,270
	大会・式典	1,500	1,000	2,100	4,600
	その他	300	0	1,350	1,650
計		12,160	2,300	33,360	47,820
構成比		25.4%	4.8%	69.8%	100.0%

※ その他は、文化芸術以外のジャンルが複合した催し物など

お城ホールの利用内容をジャンル別に見てみると、音楽ジャンルの利用が52.3%で、演劇や舞踊などの利用を合わせると文化芸術活動としての利用は70.1%、年間入場者数31,300人となっています。

多くの皆さんに文化芸術活動の拠点として利用されており、文化芸術

に触れ合う鑑賞の場としての利用が期待されます。

(2) リハーサル室

◆平成28年度 リハーサル室の利用実績

区分	平日	土・日・祝日	計
開館日	192日	116日	308日
利用日	170日	95日	265日
利用率	88.5%	81.9%	86.0%

リハーサル室は、ホールの利用者が優先的に利用できる規則になっていますが、ホールとの同時利用がない場合には単独による貸出しを行っており利用率も高くなっています。

(3) 展示施設

◆平成28年度 生活文化情報センターの利用実績

区分	平日	土・日・祝日	計
開館日	191日	115日	306日
利用日	106日	76日	182日
利用率	55.5%	66.1%	59.5%

◆平成28年度 ギャラリーの利用実績

区分	平日	土・日・祝日	計
開館日	192日	115日	307日
利用日	77日	60日	137日
利用率	40.1%	52.2%	44.6%

生活文化情報センター及びギャラリーは、主に展示の場として利用されており、生活文化情報センターの利用率は、平日55.5%、土・日・祝日66.1%、年間平均59.5%となっています。

また、生活文化情報センターに隣接しオープンな空間であるギャラリー一の利用率は、平日40.1%、土・日・祝日52.2%、年間平均4

4. 6%となっています。

展示施設としては比較的、利用はあるものの常に津リージョンプラザに行けば何かしらの展示がされており、文化芸術に触れることができる空間とするためにも更なる利用促進を図ることが必要です。

また、津リージョンプラザの展示施設では、商業目的の利用や作品等の販売を行うことはできませんが、市民の方から「作品の販売などを行うことはできないのか」という問合せもあり、今後は、利用拡大のためにも柔軟な貸館体制が求められています。

(4) 会議施設

◆平成28年度 会議室1から会議室6までの平均利用実績

区分	平日	土・日・祝日	計
開館日	191日	116日	307日
利用日	171日	87日	258日
利用率	89.5%	75.0%	84.0%

会議室は5室の洋室と12畳の和室が1室あり、利用率は、平日89.5%、土・日・祝日が75.0%と、6室の平均利用率は84.0%と比較的高い利用率を確保しています。インターネットによる予約や当日の利用も可能であることから、急な会議や集まりにも利用していただくことができます。

第1会議室	洋室	定員24名
第2会議室	洋室	定員38名
第3会議室	洋室	定員24名
第4会議室	洋室	定員12名
第5会議室	洋室	定員12名
第6会議室	和室	定員10名

(5) 予約申請手続の状況

施設名	予約方法
お城ホール	利用日の10か月前の月の初日から当日まで予約可能。月の初日に予約が重複する際には抽選会を実施。窓口にて正式な申請を行い、使用許可の際に現金払い。 インターネット予約不可
リハーサル室	お城ホールと併用して利用する場合は、ホール利用者が優先的に予約できる。窓口にて申請を行い、使用許可の際に現金払い。ホールとの同時利用がない場合に限り、利用日の2か月前から予約が可能。 インターネット予約不可
生活文化情報センター、ギャラリー	利用日の10か月前の月の初日から当日まで予約可能。月の初日に予約が重複する際には抽選会を実施。窓口にて正式な申請を行い、使用許可の際に現金払い。 インターネット予約不可
会議室	利用日の10か月前の月の初日から当日まで予約可能。使用許可の際に現金払い。 インターネットによる予約可能。予約は利用日の10か月前の月の8日から利用日の7日前まで。

お城ホール、リハーサル室及び展示・会議施設は、使用しようとする日の属する月の10か月前から利用申請を受け付けていますが、津リージョンプラザに来館し使用許可の申請を行う必要があります。

現在、会議室にはインターネットを活用した予約システムを導入していますが、お城ホールや展示施設については、電話やインターネットを活用した予約は行っていません。

今後、利用率及び利便性の向上の観点から、インターネットによる予約システムの導入を進めていくことが必要となっています。

(6) お城ホール等の施設経営の現状

◆歳入・歳出の現状（平成24年度から平成28年度まで）

<歳入>

内 容		5年間平均 (平成24年度から平成28年度まで)
貸館 使用料	お城ホール	3,992千円
	楽屋等	655千円
	リハーサル室	1,059千円
	設備器具等	9,488千円
	生活文化情報センター	1,147千円
	会議室	2,846千円
行政財産使用料		73千円
広告掲載料		16千円
電気代等負担金		88千円
合 計		19,364千円

※ 行政財産使用料、広告掲載料、電気代等負担金は、津市津図書館、津市中央保健センター等との面積按分により算出

<参考>

平成28年度 お城ホール等の減免状況	
ホール関係	3,631千円
展示・会議施設関係	3,889千円
減免額合計	7,520千円

<歳出>

内 容	5年間平均 (平成24年度から平成28年度まで)
光熱水費	11,085千円
消耗品費	597千円
委託料	39,577千円
施設修繕料	2,634千円
燃料費	3千円
備品購入費	1,273千円
賃金・人件費	34,342千円
旅費	9千円
印刷製本費	1,003千円
備品修繕料	210千円
医薬材料費	1千円
通信運搬費	380千円
手数料	6千円
火災保険料	48千円
使用料及び賃借料	61千円
原材料費	1千円
負担金	13千円
利子及び割引料、還付金	19千円
合 計	91,262千円

※ 津市津図書館、津市中央保健センター等の共通経費は、面積按分により算出

お城ホール等の貸館施設の歳入は、施設使用料と貸館施設としての使用料と舞台で使用する備品等の設備器具使用料のほか行政財産使用料等で、過去5年間平均の歳入は、1,936万4千円となっています。

設備器具使用料は収入の大きな要素であり照明や音響効果などの演出に力を入れた公演は、備品や電源の使用など附帯設備の利用が多くなる

など、収入に大きく影響します。

また、お城ホールや展示・会議施設など貸館施設の運営に係る歳出については施設の保守点検や舞台管理等の委託料、光熱水費及び人件費が主な支出であり、過去5年間平均の歳出は、9,126万2千円となっています。

貸館施設部分の歳出の額9,126万2千円に対し、歳入は1,936万4千円となっており、収支比率は21.2%となっています。

こうした状況を踏まえ、将来にわたって施設運営を行っていくため、演出に力を入れた公演や平日利用の促進など利用率の向上に向けた取組や維持管理経費の縮減に向けた取組が必要となっています。

■津市白山総合文化センター

1 津市白山総合文化センターの概要

津市白山総合文化センターは、豊かな自然に恵まれた環境の中に位置し、しらすぎホール（展示・研修施設等含む。）、津市うぐいす図書館からなる複合施設で、住民の教育、文化等の向上並びに福祉の増進を図るために平成16年に誕生しました。当該施設は、近鉄大三駅から徒歩で約15分程度の距離で、施設の駐車場が広く自家用車を利用した来館者が多い傾向にあります。

施設の概要	
所在地	津市白山町二本木1139番地2
設置目的	本市における住民の教育、文化等の向上並びに福祉の増進を図るため
併設施設	しらすぎホール、津市うぐいす図書館
着工	平成15年3月
竣工	平成16年7月
敷地面積	19,065㎡
建築面積	4,697㎡
延床面積	5,606㎡
ホール・研修施設等	3,530㎡
図書館	1,030㎡
共用部分	1,046㎡
規模・構造	地上4階 地下1階 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造
駐車場	382台

ホール等の貸館施設の概要		
しらすぎホール	客席	592席 車椅子席3席
	舞台	間口17m×高さ7.5m×奥行11.5m
	楽屋	楽屋（洋室4室）
	シャワー室	2室
	音響反射板	あり
	ピアノ台数	ヤマハ2台
	舞台操作員数	2名～3名
展示・研修施設等	多目的室	1室
	まちのギャラリー	1か所
	研修室	洋室3室
	和室	2室（連結可）
	屋外ステージ	1か所

(1) 施設の現状

津市白山総合文化センターは開館から13年で、長寿命化に向けた対策を行う時期には至っていませんが、文化ホールとして音響設備及び照明設備の機能向上やしらすぎホール及びうぐいす図書館の客席天井の改修等が必要となっています。

2 しらすぎホール等の利用の現状と課題

(1) しらすぎホール

◆平成24年度から平成28年度までのしらすぎホール平均利用実績

区分	平日	土・日・祝日	計
開館日	179日	114日	293日
利用日	46日	58日	104日
利用率	25.7%	50.9%	35.5%

◆平成28年度 しらさぎホールの利用実績

区分	平日	土・日・祝日	計
開館日	179日	116日	295日
利用日	53日	56日	109日
利用率	29.6%	48.3%	36.9%

過去5年間におけるしらさぎホールの平均利用率は、平日25.7%、土・日・祝日50.9%、年間平均35.5%と低い状況となっており、利用促進に向けた新たな取組が求められています。

◆平成28年度 しらさぎホールの利用内容別の実績

催し物 ジャンル		しらさぎホール行事数(件)				構 成 比 (%)
		市	国県	一般	計	
文化 芸術	音楽	8	1	15	24	42.9
	演劇	0	5	1	6	10.7
	舞踊	1	0	0	1	1.8
	映画・文化祭等	4	1	1	6	10.7
上 記 以 外	講演会	9	1	2	12	21.4
	大会・式典	3	0	3	6	10.7
	その他	0	0	1	1	1.8
計		25	8	23	56	100.0

◆平成28年度 しらさぎホールの入場者数 (単位：人)

催し物 ジャンル		市	国県	一般	計
文化 芸術	音楽	3,219	200	4,110	7,529
	演劇	0	900	965	1,865
	舞踊	592	0	0	592
	映画・文化祭等	2,086	100	500	2,686
上 記 以 外	講演会	3,215	200	750	4,165
	大会・式典	1,100	0	1,392	2,492
	その他	0	0	1,200	1,200
計		10,212	1,400	8,917	20,529
構成比 (%)		49.7	6.9	43.4	100.0

※ その他は、文化芸術以外のジャンルが複合した催し物など

しらさぎホールの利用内容をジャンル別に見てみると、音楽ジャンルの利用が42.9%で、演劇や舞踊などの利用を合わせると文化芸術活動としての利用は66.1%、年間入場者数12,672人となっています。

利用者も市及び国県の利用が全体の約60%となっており、一般利用の促進が求められます。

ジャンル別に見てみると文化芸術活動の拠点として利用割合が高いものの利用率を踏まえると、新たな文化芸術の拠点としての利用促進が求められます。

(2) 多目的室

◆平成28年度 多目的室の利用実績

区分	平日	土・日・祝日	計
開館日	190日	116日	306日
利用日	82日	53日	135日
利用率	43.2%	45.7%	44.1%

多目的室は、ホール使用の際のリハーサル室としての機能や実演芸術の練習の場、少規模の催しなど多目的に利用されています。

利用率は、平日43.2%、土・日・祝日45.7%、年間平均44.1%となっており、しらさぎホールの利用に比べ利用率は高くなっていますが、多目的に利用できる場として、更なる利用促進に向けた取組を行っていく必要があります。

(3) まちのギャラリー

◆平成28年度 まちのギャラリーの利用実績

区分	平日	土・日・祝日	計
開館日	190日	116日	306日
利用日	23日	31日	54日
利用率	12.1%	26.7%	17.6%

回廊に面し、自然光あふれるまちのギャラリーは、スライドパネルで細かく仕切れる構造となっており、地元芸術家の個展や白山文化協会及び公民館講座の作品展示が主な利用となっています。

利用率は、平日12.1%、土日祝日26.7%、年間平均17.6%となっており、地域の様々な活動の発表の場としての利用促進に向けた取組を行っていく必要があります。

(4) 研修室

◆平成28年度 研修室1から研修室3までの平均利用実績

区分	平日	土・日・祝日	計
開館日	190日	116日	306日
利用日	83日	30日	113日
利用率	43.7%	25.9%	36.9%

3つの研修室は、習字やフラワーアレンジメント、将棋などの教室やサークル活動に利用されています。

利用率は、平日43.7%、土・日・祝日25.9%、年間平均36.9%となっており、地域の様々な活動の場としての利用促進に向けた取組を行っていく必要があります。

(5) 和室

◆平成28年度 和室A及び和室Bの平均利用実績

区分	平日	土・日・祝日	計
開館日	190日	116日	306日
利用日	25日	24日	49日
利用率	13.2%	20.7%	16.0%

茶道用具一式が配備されている和室は、和室A及び和室Bを一部屋として利用することができます。

利用率は、平日13.2%、土・日・祝日20.7%、年間平均16.0%となっており、和室を活用した活動の場としての利用促進に向けた取組を行っていく必要があります。

(6) 屋外ステージ

◆平成28年度 屋外ステージの利用実績

区分	平日	土・日・祝日	計
開館日	190日	116日	306日
利用日	2日	12日	14日
利用率	1.1%	10.3%	4.6%

屋外ステージでは吹奏楽のコンサートなどを開くことができますが、図書館に近いことから音漏れに配慮する必要があり、屋外ステージの利用率は、平日1.1%、土・日・祝日10.3%、年間平均4.6%となっており、高校の文化祭の出店スペースやイベント開催時のくつろぎの場としての利用にとどまっています。

屋外ステージが貸出しスペースとして利用できることのPRを含め利用率の向上に向けた取組が必要となっています。

(7) 予約申請手続の状況

施設名	予約方法
しらさぎホール	利用日の6か月前の月の初日から利用日の20日前まで予約可能。窓口にて正式な申請を行い、使用許可の際に現金払い又は振込み。 インターネット予約不可
多目的室	しらさぎホールと併用して利用する場合は、ホール利用者が優先的に予約できる。 しらさぎホールとの併用がない場合は、利用日の6か月前の月の初日から利用日の前日まで予約可能。窓口にて申請を行い、使用許可の際に現金払い又は振込み。 インターネット予約不可
まちのギャラリー 一、研修室、和 室、屋外ステー ジ	利用日の6か月前の月の初日から利用日の前日まで予約可能。窓口にて正式な申請を行い、使用許可の際に現金払い又は振込み。 インターネット予約不可

しらさぎホール、多目的室、ギャラリー等は、使用しようとする日の属する月の6か月前から利用申請を受け付けていますが、6か月前からの受付は、利用者の準備等を踏まえると短いといった声もあり、また、電話やインターネットを活用した予約を行っていません。

今後、利用率及び利便性の向上の観点からインターネットによる予約システムの導入を進めていくことが必要となっています。

(8) しらさぎホール等の施設経営の現状

◆歳入・歳出の現状（平成24年度から平成28年度まで）

<歳入>

内 容		5年間平均 (平成24年度から平成28年度まで)
貸館 使用 料	しらさぎホール	1,041千円
	楽屋等	11千円
	多目的室	212千円
	設備器具等	1,439千円
	研修室・和室	419千円
	まちのギャラリー	9千円
	屋外ステージ	5千円
電気代等負担金		48千円
合 計		3,184千円

※ 電気代等負担金は、津市うぐいす図書館との面積按分により算出

<参考>

平成28年度 しらさぎホール等の減免状況	
ホール関係	2,830千円
展示・研修室関係	874千円
減免額合計	3,704千円

<歳出>

内 容	5年間平均 (平成24年度から平成28年度まで)
光熱水費	7, 066千円
消耗品費	509千円
委託料	8, 948千円
施設修繕料	1, 410千円
燃料費	685千円
備品購入費	4千円
賃金・人件費	32, 050千円
備品修繕料	248千円
医薬材料費	1千円
通信運搬費	349千円
自動車修繕料	44千円
手数料、保険料	228千円
使用料、賃借料	274千円
負担金	1千円
合 計	51, 817千円

※ 津市うぐいす図書館との共通経費は、面積按分により算出

しらさぎホール等の貸館施設の歳入は、施設使用料と舞台で使用する備品等の設備使用料等で、過去5年間平均の歳入は、318万4千円となっています。

また、しらさぎホールや展示・研修施設など貸館施設の運営に係る歳出については施設の保守点検や舞台管理等の委託料、光熱水費及び人件費が主な支出であり、過去5年間平均の歳出は、5,181万7千円となっており、歳出に占める歳入の割合は6.1%となっています。

こうした状況を踏まえ、将来にわたって施設運営を行っていくため、利用率の向上による使用料収入の増に向けた取組が急務となっています。

■津市サンヒルズ安濃

1 津市サンヒルズ安濃の概要

津市サンヒルズ安濃は、住民の健康及び福祉を増進し、文化の向上と生涯教育の振興を図るとともに、歴史的文化を継承し、地域社会の発展に寄与することを目的に文化ホール・保健センター・福祉センター・図書館・交流館からなる複合施設として平成8年に誕生しました。市内南北を結ぶグリーンロード（市道白山芸濃線）や高速道路のインターチェンジからも近く、自動車を利用した場合、訪れやすい立地と言えます。

施設の概要	
所在地	津市安濃町東観音寺418番地
設置目的	住民の健康及び福祉を増進し、文化の向上と生涯教育の振興を図るとともに、歴史的文化を継承し、地域社会の発展に寄与するため
併設施設	ハーモニーホール、ハーモニーホール附属会議施設等、交流広場、津市安濃保健センター、津市安濃福祉センター、交流館、津市安濃図書館
着工	平成6年8月
竣工	平成8年3月
敷地面積	37,600㎡
建築面積	5,497㎡
延床面積	7,737㎡
ホール・展示ギャラリー等	4,051㎡
図書館	1,018㎡
福祉センター	1,768㎡
交流館	764㎡
屋外倉庫等	136㎡
規模・構造	地上3階 地下1階 塔屋2階 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造
駐車場	209台

ホール等貸館施設の概要		
ハーモニーホール	客席	596席 車椅子席4席
	舞台	間口15.3m×高さ8.0m×奥行11.2m
	楽屋	楽屋（洋室2室、和室1室）、楽屋事務室
	シャワー室	2室
	音響反射板	あり
	ピアノ台数	スタインウェイ1台
	舞台操作員数	1名～4名
	リハーサル室	1室
附帯施設	展示ギャラリー等	展示ギャラリー 1室 会議室 1室

(1) 施設の現状

津市サンヒルズ安濃は、開館から21年が経過しており空調設備の遠隔装置及び舞台機構やハーモニーホールの客席天井の改修等が必要となっています。

2 ハーモニーホール等の利用の現状と課題

(1) ハーモニーホール

◆平成24年度から平成28年度までのハーモニーホール平均利用実績

区分	平日	土・日・祝日	計
開館日	177日	112日	289日
利用日	27日	51日	78日
利用率	15.3%	45.5%	27.0%

◆平成28年度 ハーモニーホールの利用実績

区分	平日	土・日・祝日	計
開館日	177日	115日	292日
利用日	22日	47日	69日
利用率	12.4%	40.9%	23.6%

ハーモニーホールは、音楽を主とした多目的ホールで、津市所有のホールの中では舞台開口部の高さが最も高く音響については専門家から定評がありますが、過去5年間におけるハーモニーホールの利用率は、平日15.3%、土・日・祝日45.5%、年間平均27.0%となっており、利用促進に向けた新たな取組が求められています。

◆平成28年度 ハーモニーホールの利用内容別の実績

催し物 ジャンル		ハーモニーホール行事数(件)				構成比 (%)
		市	国県	一般	計	
文化 芸術	音楽	9	0	9	18	43.9
	演劇	0	0	0	0	0.0
	舞踊	0	0	0	0	0.0
	映画・文化祭等	1	0	1	2	4.9
上記 以外	講演会	10	0	2	12	29.3
	大会・式典	3	1	4	8	19.5
	その他	1	0	0	1	2.4
計		24	1	16	41	100.0

◆平成28年度 ハーモニーホールの入場者数 (単位：人)

催し物 ジャンル		市	国県	一般	計
文化 芸術	音楽	3,496	0	1,800	5,296
	演劇	0	0	0	0
	舞踊	0	0	0	0
	映画・文化祭等	230	0	250	480
上記 以外	講演会	3,866	0	700	4,566
	大会・式典	380	400	1,200	1,980
	その他	596	0	0	596
計		8,568	400	3,950	12,918
構成比 (%)		66.3	3.1	30.6	100.0

※ その他は、文化芸術以外のジャンルが複合した催し物など

ハーモニーホールの利用内容をジャンル別に見てみると、音楽ジャンルの利用が43.9%で、映画、文化祭等の利用を合わせると文化芸術活動としての利用は48.8%、年間入場者数5,776人と、利用率が低い状況となっています。

利用者も市及び国県の利用が全体の約60%となっており、一般利用の促進が求められます。

一般の利用としてハーモニーホールは音楽ジャンルの利用としてコンクール等に出場される団体の練習の場として利用されるといった特徴もありますが、音楽以外のジャンルの催しも行える機能が整っており、多様なジャンルの文化芸術に関係する利用促進を図る必要があります。

(2) リハーサル室

◆平成28年度 リハーサル室の利用実績

区分	平日	土・日・祝日	計
開館日	191日	115日	306日
利用日	99日	65日	164日
利用率	51.8%	56.5%	53.6%

手ごろな広さのリハーサル室は、ホール使用とは別に単独で利用することができ、利用率は平日51.8%、土・日・祝日56.5%、年間平均53.6%で、更なる利用促進が求められています。

(3) 展示ギャラリー

◆平成28年度 展示ギャラリーの利用実績

区分	平日	土・日・祝日	計
開館日	191	115	306
利用日	52	28	80
利用率	27.2%	24.3%	26.1%

展示ギャラリーの利用率は、平日27.2%、土・日・祝日24.3%、年間平均26.1%となっており、現在は安濃町文化祭での作品展示、東観中学校の生徒による文化祭の展示等に利用されていますが、展示ギャラリーの利活用の方法について整理する必要があります。

(4) 交流広場

屋外ステージとしての活用が可能なオープンスペースとして設置していますが、現在、申請に基づく利用は行われていない状況で、利活用の方法等について整理が必要です。

(5) 予約申請手続の状況

施設名	予約方法
ハーモニーホール	利用日の6か月前の月の初日から利用日の20日前まで予約可能。窓口にて正式な申請を行い、使用許可の際に現金払い又は振込み。 インターネット予約不可
リハーサル室	ハーモニーホールと併用して利用する場合は、ホール利用者が優先的に予約できる。 ハーモニーホールとの併用がない場合は、利用日の6か月前の月の初日から利用日の3日前まで予約可能。窓口にて申請を行い、使用許可の際に現金払い又は振込み。 インターネット予約不可
展示ギャラリー	利用日の6か月前の月の初日から利用日の3日前まで予約可能。窓口にて正式な申請を行い、使用許可の際に現金払い又は振込み。 インターネット予約不可
交流広場	利用日の6か月前の月の初日から利用日の3日前まで予約可能。窓口にて正式な申請を行い、使用許可の際に現金払い又は振込み。 インターネット予約不可

ハーモニーホール、リハーサル室、展示ギャラリー及び交流広場は、使用しようとする日の属する月の6か月前から利用申請を受け付けていますが、6か月前からの受付は、利用者の準備等を踏まえると短いといった声もあり、また、電話やインターネットを活用した予約を行っていません。

今後、利用率及び利便性の向上の観点からインターネットによる予約システムの導入を進めていくことが必要となっています。

(6) ハーモニーホール等の施設経営の現状

◆歳入・歳出の現状（平成24年度から平成28年度まで）

<歳入>

内 容		5年間平均 (平成24年度から平成28年度まで)
貸館 使用 料	ハーモニーホール	1, 4 4 1 千円
	楽屋等	2 0 9 千円
	リハーサル室	2 7 3 千円
	ギャラリー	9 8 千円
	設備器具等	6 7 1 千円
行政財産使用料		4 千円
雑入		3 8 千円
電気代等負担金		3 0 千円
合 計		2, 7 6 4 千円

※ 行政財産使用料、雑入、電気代等負担金は、津市安濃図書館、津市安濃保健センター等との面積按分により算出

<参考>

平成28年度	ハーモニーホール等の減免状況
ホール関係	2, 8 6 7 千円
展示室関係	9 9 千円
減免額合計	2, 9 6 6 千円

<歳出>

内 容	5年間平均 (平成24年度から平成28年度まで)
光熱水費	5, 501千円
消耗品費	169千円
委託料	12, 178千円
施設修繕料	1, 271千円
燃料費	98千円
人件費	10, 874千円
印刷製本費	27千円
備品修繕料	18千円
医薬材料費	2千円
通信運搬費	168千円
広告料	7千円
手数料	13千円
火災保険料	52千円
土地借上料	135千円
テレビ受信料	13千円
施設管理負担金	1千円
合 計	30, 527千円

※ 津市安濃図書館、津市安濃保健センター等との共通経費は、面積按分により算出

ハーモニーホール等の貸館施設の歳入は、施設使用料と舞台で使用する備品等の設備使用料等で、過去5年間平均の歳入は、276万4千円となっています。

また、ハーモニーホールやギャラリーなど貸館施設の運営に係る歳出については施設の保守点検や舞台管理等の委託料、光熱水費及び人件費が主な支出で、過去5年間平均の歳出は3,052万7千円となっており、歳出に占める歳入の割合は、9.1%となっています。

こうした状況を踏まえ、将来にわたって施設運営を行っていくため、利用率の向上による使用料収入の増に向けた取組が必要となっています。

第3章 今後の文化ホール及び創造ホールの管理運営

営の方向性

1 文化ホールの事業運営の方向性

(1) 津リージョンプラザ お城ホール

質の高い文化芸術の鑑賞機会の提供の場として

津リージョンプラザお城ホールは、気軽に文化活動が行える場所として長年にわたり多くの市民に親しまれてきました。

「リージョンに行けば、何かやっている」と市民の皆さんに思っていただき、日常的に憩いと癒しが感じられる施設として、今後もお城ホールは、子どもから高齢者まで広く市民が文化活動を行える場所であるとともに、利用率が高く多くの人が集まる施設であるといった特性を踏まえ、劇場法に基づく取組として質の高い文化芸術の鑑賞機会の提供を行い、笑顔と感動を共に感じることができるホールとして運営していきます。

具体的には、芸術レベルの向上、担い手育成の観点から需要の多い音楽系の質の高い鑑賞事業及び鑑賞事業に併せたこれまでの体験や鑑賞作品の解説等の講座の開催等に取り組みます。

(2) 白山総合文化センター しらさぎホール

豊かな自然環境をいかした学びの場、体験の場、交流の場として

静かな山あい位置する白山総合文化センターしらさぎホールは、多目的室や研修室など、学びと交流を推進するための環境が整っており、白山地域の美しい自然に恵まれた環境の中でこそ生まれる文化芸術の創造の場としての新たな可能性が期待されます。

こうした特性をいかし、劇場法に基づく取組として豊かな自然環境の中

で感じ、気づき、表現する力を身に着けるための、学びの場、体験の場、交流の場としての運営を行っていきます。

具体的には、人材育成の観点から、自然環境の中での体験を通じた表現力を身に付けるための基礎講座の開催やこれから文化芸術活動に取り組もうとする人たちの交流会の開催などに取り組めます。

また、文化芸術と子どもたちの心をつなぐ催しとして、学校等が休みの期間などに地域の子どもたちが参加し、発信できる演劇やダンス、絵画などの教室を開催し、子どもたちの能力を育むことができる環境を整えます。

2 創造ホールの事業運営の方向性

(1) サンヒルズ安濃 ハーモニーホール

多様な文化芸術活動の創造拠点として

音楽、舞踊、演劇、伝統芸能などの実演芸術に取り組むに当たっては、創作の場や稽古の場が必要となります。

また、舞台作品を創出するためには、長期間の稽古と入念なりハーサルが必要となりますが、防音性があり連続して利用することができるスペースが確保しづらいといった現状があります。

ハーモニーホールは、津市所有のホールの中でも比較的舞台が広く、設備も充実しており予約も取りやすく、連続して作品の創作、稽古が行える環境が整っています。

市民が文化活動や作品の準備に気軽に利用することが可能になれば、より高いレベルを目指そうとする市民の活発な創作活動によってにぎわいを持つ施設となり、市民に感動と希望をもたらす作品づくりにつながります。

このことから、サンヒルズ安濃ハーモニーホールを『創造拠点』と位置付け、市民が新しい発想で作品の内容を充実させ、向上に向けた取り組みが行えるよう、利便性の高い柔軟な運営を行っていきます。

具体的には、これまでの貸館実績を踏まえた上で、稽古としての利用や創作活動を行う場合の長期利用を可能とする運営を行うとともに、長期利

用により創作した作品を活用して学校等への出前講座を実施することを長期の貸館条件とすること等により、津市の文化芸術の普及、育成につながるよう取り組みます。また、地域や市内団体の利用状況を踏まえ、出前講座や市内団体との交流・連携による技術力等の向上も視野に入れて、市外の劇団等の利用誘致といったことも見据えた利用の向上に取り組みます。

3 施設経営の方向性

(1) 利用促進に向けて

ア 積極的なPR活動

- 優れた鑑賞作品の誘致や営業活動を行い、市民が日常的に文化芸術に触れることができる機会を提供します。
- しらさぎホールについては、専用駐車場が多く整備されている優位性をいかし、車での来客が想定される事業誘致に向けたPRを行います。
- 津市ホームページ（WEBページ）や関係団体へのダイレクトメール等で、施設の利用方法など情報の提供を行うとともに、地元地域の方々には、積極的に活用していただけるよう交渉し、発表の機会を推進していきます。
- 文化ホール及び創造ホールについて、それぞれ特徴のあるホームページ（WEBページ）を作成し、公演情報や創造活動の周知、様々な文化講座の詳しい紹介など、市民がホールに訪れたいような情報の提供を行います。
- より多くの方々に知っていただくために広報津に文化ホールの特集や、イベントの詳細な情報を掲載するなど幅広い層に周知していきます。

イ 利用者の利便性の向上

- インターネット予約や使用料金の振込みの取扱いの導入を図るとともに、他施設の予約照会やインターネットの活用が難しい方については仮予約手続の代行など利便性の高い施設サービスに取り組みま

す。

- 利用者からの提案や意見をいかしたサービス改善を行い、利用者にとって心地よい環境を確保するとともに、利用者の期待に沿うサービスを届けることで、リピーターを獲得し、今以上に市民から親しまれる施設となるような運営に努めます。
- ホールの予約開始時期を12か月前とし、利用者の事前準備等の利便性を向上します。
- サンヒルズ安濃ハーモニーホールについては長期利用の許可制度の導入を進めます。

ウ 施設利用の多様化

- 津リージョンプラザお城ホールについては、土・日・祝日の市主催の催し物を月1回までとし、一般利用の促進を図ります。また、津リージョンプラザの展示室等の貸出しについては、展示利用のみならず文化に関わる催しについては広く利用できるものとします。
- 個展などで展示作品の販売の取扱いについては、自身の作品の価値が明白になり、新たな文化芸術作品の創出が期待できるとともに購入者も作品を直接手にすることで身近に文化芸術を感じることができると、相乗効果が生まれることが考えられることから、生活文化情報センター等において、営利目的の使用区分を設定し、作品の販売を可能にすることで利用の促進を図ります。

エ 施設使用料の見直し

- 施設使用料について、文化ホールとしての均衡を図るとともに、サンヒルズ安濃ハーモニーホールについては創造活動として利用する場合の利用料金の設定などを見直しを行います。

オ 減免規定の見直し

- 施設使用料の減免の取扱いについては、合併前からの経過を踏まえ整理を行います。

(2) 歳出経費の縮減に向けて

文化ホール及び創造ホールの舞台管理操作業務や保守点検等の業務委託について委託方法や業務内容等の見直しを行うなど、利用実績を踏まえた維持管理経費の縮減に継続して取組ます。

(3) 指定管理者制度の導入

文化ホールについては、(仮称)津市久居ホールにおける指定管理者制度の導入状況を踏まえ同制度の導入時期や在り方を整理します。

ア 指定管理者制度導入に当たっての基本的な考え方

指定管理者制度は、地方自治法において「公の施設」の管理に関し民間事業者等が有するノウハウを活用することにより市民サービスの質の向上を図っていくとともに、施設の設置目的を効果的に達成するため設けられた制度です。

各ホールの利用実績を踏まえると施設が有効に活用されていない状況であり、経営の改善が喫緊の課題となっています。

また、劇場法に位置付けられた施策を着実に実施していくに当たっては、民間事業者等の得意分野をいかすことにより弾力性や柔軟性のある施設運営と良質なサービス提供を行うことが期待される所であり、(仮称)津市久居ホールの指定管理者制度の導入状況を踏まえ、各文化ホールにおける必要な修繕を行った上で同制度の導入時期や在り方を整理します。

文化ホールの運営に当たっては利用の公平性、平等性など市が設置する公の施設としての運営が確保されるとともに、劇場法や平成25年に告示された「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」を踏まえ、事業や業務の実施を行うことができる事業者を指定管理者として選定します。

イ 指定管理者と市との関係

施設の管理運営は指定管理者において実施するものとしませんが、特

に本施設の管理運営の根幹に関わる自主事業の企画・実施に当たっては、市との協議を十分に行った上で実施するものとします。

また、定期的に市と（仮称）事業推進会議を行うことにより、指定管理者の事業実施や施設の管理に対して本市の文化行政に係る理念を指定管理者に伝えることで、適切な管理運営に努めます。

更に、市民目線に立った施設の管理運営を行うため、以下のような方法で管理運営状況を把握していくことを検討し、市と指定管理者の円滑な連携体制を構築します。

- ・津市と指定管理者による月1回の（仮称）事業推進会議
 - 自主事業の実施計画・報告、職員の接客対応、苦情や意見に対する対応及び改善に向けた取組、設備・機器の点検等の確認
- ・施設サービス、自主事業の実施状況等について市職員による日常的な実地調査
- ・指定管理者による日報及び月次報告書の作成及び報告
- ・利用者へのヒアリングやアンケート調査
- ・市に本施設の管理運営に係るご意見窓口を設置
- ・モニタリング結果の公表

4 施設修繕への取組

施設の維持管理については、適時適切に施設・設備の保守管理を行い、利用者の安全、安心を確保するとともに、日常清掃を行い快適で清潔な施設環境を維持します。また、予防保全と長寿命化を意識し、必要な改修工事、経年劣化に伴う箇所修繕等を計画的に行うとともに、有利な財源となる補助金、交付金、地方債等の確保に努めるものとします。

また、改修中は、休館等による現在の利用者等への影響を最小限に抑えるため可能な限り工期を短縮するとともに、他の文化ホールとの改修時期の重複を可能な限り避けるよう取り組みます。

(1) 津リージョンプラザ

今後も長期にわたり安全で安心できる施設であり続けるため、受変電設備や空調設備の長寿命化に向けた大規模改修及びお城ホールの客席天井の改修工事等を行います。

(2) 白山総合文化センター

しらさぎホールの音響設備及び照明設備の機能向上や、しらさぎホールの客席及び津市うぐいす図書館の天井について改修工事等を行います。

(3) サンヒルズ安濃

舞台機構や、空調設備の遠隔装置の改修を行うとともに、ハーモニーホールの客席天井等について改修工事を行います。

第4章 今後の地域ホールの管理運営の方向性

1 地域ホールの事業運営の方向性

地域に密着した催しを近隣の施設で発表、鑑賞できることは、地域住民が地域活動に参加するきっかけとなるだけではなく、住民同士の新たな心のつながりが生まれるなど、地域ホールは各地域になくてはならない存在となっています。

また、地域ホールはこうした地域の文化芸術の振興拠点であるとともに敬老会、学校の催しなど、子どもから高齢者の方まで、様々な人々に利用されており、地域のコミュニティの醸成や地域間の交流を深めるための重要な拠点施設です。

こうした状況を踏まえ、地域に密着した施設として、これまでどおり総合支所及び教育委員会による管理運営を行い、地域の文化芸術、郷土芸能のほか、地域の小中学生や活動団体の発表や鑑賞の場として、また自治会や老人会の催事など、地域ホールにふさわしい地元密着型の様々な利用促進を図り、地域の活動を支援していきます。

2 施設経営の方向性

(1) 利用促進に向けて

ア 地域の利用実態を踏まえた運営

これまでも地域活動の様々な発表の場として利用実態を踏まえた運営を行ってきており、引き続き、利用の際のニーズを踏まえた管理運営や交流事業を行うことで地域活動の活性化を図り利用拡大につなげます。

イ 地域活動の活性化と交流促進のためのPR

地域の活動を広く知っていただくとともに地域間のさまざまな活動の交流が広まるよう広報津やホームページ（WEBページ）を通じて各地域ホールで行われる活動等の詳細な情報を掲載していきます。

ウ 利用者の利便性の向上

- インターネット予約や使用料金の振込みの取扱いの導入を図るとともに、他施設の予約照会やインターネットの活用が難しい方については仮予約手続の代行など利便性の高い施設サービスに取り組みます。
- 利用者からの提案や意見をいかしたサービス改善を行い、利用者にとって心地よい環境を確保するとともに、利用者の期待に沿うサービスを届けることで、リピーターを獲得し、今以上に市民から親しまれる施設となるような運営に努めます。
- ホールの予約開始時期について、地域の利用状況を踏まえ整理します。

エ 使用料等の見直し

地域ホールの使用料や減免の取扱いについては、合併前からの経過や現行の収入状況及び受益と負担の観点を踏まえ在り方を整理します。

(2) 歳出経費の縮減に向けて

業務委託の在り方の整理など利用実績を踏まえた維持管理経費の縮減に継続して取り組みます。

3 施設修繕への取組

施設の維持管理については、適時適切に施設・設備の保守管理を行い、利用者の安全、安心を確保するとともに、日常清掃を行い快適で清潔な施設環境を維持します。

地域ホールにおいては、これまでも屋上や外壁の防水対策とともに舞台設備などの修繕などを行ってきましたが、今後も地域の様々な活動の拠点としてあり続けるため、予防保全と長寿命化を意識し、必要な改修工事、経年劣化に伴う箇所修繕等を計画的に行います。

また、修繕にあたっては、有利な財源となる補助金、交付金、地方債等の確保に努めるとともに地域行事の開催時期への配慮や可能な限り工期の

短縮をするなど休館等による現在の利用者等への影響を最小限に抑えるよう取り組みます。

第5章 文化芸術活動の拠点として

津市には10の市町村が合併したことにより文化芸術活動の拠点となる施設がそれぞれの地域に整備されています。

これらの施設利用を通じて本市文化芸術の振興につなげていくため、各施設の役割について「文化ホール」、「創造ホール」及び「地域ホール」として位置付けることで、市民の皆さんがそれぞれの活動を行う際に、気軽に文化芸術活動に触れ、学び、これまで以上に市民の文化芸術が積極的に展開されることで新たな創造が生まれる施設としてのサービス提供を行っていきます。

1 文化ホールの姿

文化ホールにおいては、設置地域における文化芸術活動の拠点としての利用に加え、鑑賞事業、創造事業及び普及育成事業など劇場法を踏まえた施策を実施する拠点施設として、ここに行けば、質の高い実演芸術が鑑賞でき、また、文化芸術活動に携わっている市民の皆さんにとっては演技力や技術力の向上を図ろうとする際の学びの場として、そしてこれから文化芸術活動に携わっていく市民の皆さんの人材育成の場としてのサービスが受けられる施設として運営を行っていきます。

2 創造ホールの姿

創造ホールにおいては、安濃地域の文化芸術活動の拠点施設としての利用とともに、文化芸術活動に取り組んでみえる市民の皆さんが優れた音響環境や舞台環境が整っている施設において、積極的に練習や稽古、新たな作品づくりなどの創造活動が展開でき、その成果の発表や気軽にコンサートなどの活動が実施できる場として利用いただけるよう、創造活動における利用料金を光熱水費の実費程度の負担とすることや演劇などの新たな作品づくりを行う際の長期の継続利用にも対応できる施設とするなど利用者のニーズに合わせた運営を行い、本市の創造活動の更なる活性化につなげていきます。

3 地域ホールの姿

地域のホールにおいては、これまでも地域の文化芸術活動の発表の場とともに様々な地域の活動拠点として利用されてきました。

引き続き、地域のコミュニティ活動や日頃の文化芸術活動の発表の場として、また地域の伝統芸能や文化の伝承の拠点として、そして身近な場所で文化芸術活動に触れることができる施設として地域の皆さんの利用ニーズを踏まえた運営を行うことで、地域の活性化につなげていきます。

4 各ホールの関係

各ホールは設置地域の文化芸術活動のベースとなる拠点としてそれぞれの施設が「地域ホール」としての役割を担うとともに「創造ホール」は全市域を対象とした創造活動の拠点として、優れた音響や舞台環境の中で気軽に創造活動が展開されることで、各地域や各団体の文化芸術力の向上に寄与する役割を果たします。

また、「文化ホール」においては、質の高い鑑賞事業や創造事業、そして普及育成事業など全市域を対象として劇場法を踏まえた事業に取り組む施設として、そこで展開される事業成果を他のホールに伝承していくことで、市域全体の文化芸術活動の振興を図っていきます。

こうした役割のもと、それぞれの施設が連携し、総合的に施策展開を図ることで本市の文化芸術の更なる振興を図っていきます。

